

産業廃棄物施設の維持管理に関する基準

第1 趣旨

この基準は「新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱」（以下「要綱」という。）第18条の規定により、産業廃棄物施設の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の意義は、要綱第2条に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府、厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）の例によるものとする。

第3 共通基準

(1) 囲い等

- ア 中間処理施設に係る敷地の周囲の囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。
- ウ 出入口は、1日の作業終了後及び管理者等が不在で施設が無人になるときは、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

- ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 排水

施設の敷地境界から放流先までの暗渠や開渠等は、定期的に清掃し、他に漏れ出たり溢れ出ないように管理すること。

(4) 管理体制

- ア 産業廃棄物の取扱業務を適切に行うため、施設管理責任者を置き、管理体制を整備すること。
- イ 施設の適切な維持管理を行うに当たって、必要な事項を定めた取扱マニュアルを策定し、作業者に対して十分な教育を行うこと。

第4 中間処理施設

1 共通基準

(1) 処理能力に見合った処理

- ア 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
 - イ 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- （規則第12条の6第1号、第2号）

(2) 異常事態の対応

産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(規則第12条の6第3号)

(3) 定期的な点検、機能検査

ア 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

(規則第12条の6第4号)

イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月1回以上行うこと。

ウ 中間処理後の産業廃棄物の性状を定期的に検査し、施設の正常な機能が維持されるように運転管理を行うこと。

(4) 飛散、流出及び悪臭の防止

ア 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

(規則第12条の6第5号)

イ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために、産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備、流出防止堤等の設備を定期的に点検し、保守管理を行うこと。

(5) 害虫等の発生防止

ア 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

(規則第12条の6第6号)

イ 必要に応じ、殺虫剤等の散布を行うこと。

(6) 騒音及び振動の防止

ア 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(規則第12条の6第7号)

イ 騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については、定期的に保守点検すること。

ウ 防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検すること。

(7) 粉じんの発生防止

ア 施設の運転及び車両、重機等の運行における粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な措置を講ずること。

イ 集じん機等の機能検査を定期的に行うこと。

(8) 放流水の検査

ア 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

(規則第12条の6第8号)

イ 放流水の水質が、産業廃棄物処理施設の構造に関する基準(以下「構造基準」という。)別表-1に掲げる基準に適合するように維持管理するとともに、原則として月1回以上の水質検査を行うこと。

(9) 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。

(10) 排ガスの管理

施設の排出口から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないように管理すること。

(11) 搬入時の産業廃棄物の確認

ア 搬入車両から産業廃棄物を受け入れる前に、監視ゲート等により、当該産業廃棄物が中間処理できる品目であるか確認すること。また、必要に応じ産業廃棄物の試験検査により性状を確認すること。

イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物の混入した産業廃棄物が搬入されないよう、排出事業者、収集・運搬業者との連絡をとる等の管理体制を確立しておくこと。

ウ 万一、受け入れた産業廃棄物中に中間処理できる品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却すること。

(12) 中間処理後の産業廃棄物の確認

中間処理後の産業廃棄物の性状については、原則として月1回以上の試験検査により確認を行うこと。

(13) 防火

ア 消火器その他の消火設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。

イ 可燃性産業廃棄物を取り扱う場合には、火気取扱責任者を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行うこと。

(14) 管理事務所

事務所内には、許可証(写)を見やすい所に掲示しておくとともに、届出書(写)、帳簿又は伝票等を備えておくこと。

(15) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和49年法律第137号。以下「法」という。)第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、3年間保存すること。

(規則第12条の6第9号)

(16) 事故時の補償

事故時においては、十分な補償を行うこと。

2 中間処理施設の個別基準

(1) 汚泥の脱水施設

ア 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。

イ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(規則第12条の7第2項)

ウ 運転開始に当たっては、リーフテスト等の試験を行い、適切な薬品添加、真空度、回転数又は加圧度等を設定し、処理能力が十分発揮できるように管理すること。

(2) 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。)

ア 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。

イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。

(規則第12条の7第3項)

(3) 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設に限る。)

ア 定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(規則第12条の7第4項)

イ 降雨時には汚泥又は汚泥からの分離液が流出しないように適切な措置を講ずること。

ウ 定期的に開渠、流入防止堤等を保守点検すること。

(4) 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物並びにその他の産業廃棄物の焼却施設((5)に掲げるものを除く。)

- ア ピット・クレーン方式によつて燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。
- イ 法第15条の3の3第1項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては、外気と遮断した状態で行い、それ以外の施設にあつては、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。ただし、規則第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。
- ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあつては、1,100℃）以上に保つこと。
- エ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
- オ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- カ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- キ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ク 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
- ケ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（クのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- コ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- サ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるように産業廃棄物を焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度をを用いることが適当でないセメントの製造の用に供する焼成炉（プレヒーター付きロータリーキルンに限る）又は、非鉄金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）若しくは転炉であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。
- シ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ス 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が規則別表第2に定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却すること。
- セ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ソ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- チ ばいじん又は焼却灰の熔融加工を行う場合にあつては、灰だし設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- ツ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

テ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ト ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあつては、次によること。

(ア) 燃え殻を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第6条の5第1項第3号チ又は同号リ(2)の環境省令で定める基準に適合させること。

(イ) 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(ウ) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

ヌ 廃油の焼却施設及び廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

(規則第12条の7第5項(第4条の5第1項第2号))

(5) 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉、転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設(以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。))に限る。)

ア ガス化改質方式の焼却施設にあつては、(4)チからナまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(ア) 投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。

(イ) ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。

(ウ) 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

(エ) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(オ) 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(カ) 除去設備に流入する改質ガスの温度((オ)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(キ) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。

(ク) 除去設備の出口における改質ガス中の平成12年1月厚生省告示第7号で定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1m³当たり0.1ng以下となるように産業廃棄物のガス化及び産業廃棄物のガス化によつて得られたガスの改質を行うこと。

(ケ) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記

録すること。

イ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては、(4) ス、ソ、タ及びツからナまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(ア) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。

(イ) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。

(ウ) 集じん器内に流入するガスの温度（(カ)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(エ) 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。

(オ) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(カ) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(規則第12条の7第6項(第4条の5第1項第3号))

(6) 廃油の油水分離施設

ア 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(規則第12条の7第7項(第4条の5第1項第2号))

(7) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。

イ 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。

ウ 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(規則第12条の7第8項)

エ 中和反応に伴い生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないよう必要な措置を講ずること。

(8) 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設

ア 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。

(ア) 成形設備にあつては、次によること。

a 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

b 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。

c 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。

d cの規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

- (イ) 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。
- a 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。
 - b 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
 - c 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
 - d 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
 - e b及びcの規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。
- (ウ) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。
- a 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。
 - b 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。
- (エ) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、(ウ)の規定の例による。
- (オ) 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状が(エ)の規定によりその例によるものとされた(ウ) a又はbの基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。
- (カ) 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。
- (キ) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次によること。
- a 保管設備内を常時換気すること。
 - b 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。
- (ク) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。
- a 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。
 - b 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。
 - c bの規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること。
- (ケ) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合((サ)に掲げる場合を除く。)にあつては、次によること。
- a 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - b aの規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとな

つていることを確認すること。

(コ) 圧縮固化した廃プラスチック類を規則第12条の2第9項第2号への規定による保管設備に保管する場合にあつては、(キbの規定にかかわらず、次によること。

- a 保管設備内を定期的に清掃すること。
- b 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。
- c 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。
- d 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。
- e c及びdの規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

(サ) 圧縮固化した廃プラスチック類を規則第12条の2第9項第2号トの規定による保管設備に保管する場合にあつては、(キ)の規定にかかわらず、次によること。

- a 保管設備内を定期的に清掃すること。
- b 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。
- c 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。
- d 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- e dの規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

(シ) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(ス) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

(規則第12条の7第9項)

(9) 令別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

ア 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。

イ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(規則第12条の7第10項)

(10) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

ア ばい焼室の温度をおおむね600℃以上にした後、汚泥を投入すること。

イ ばい焼に当たつては、ばい焼温度を600℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。

ウ ばい焼によつて生ずる水銀ガスを回収すること。

エ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

オ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

カ 運転の開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講

ずること。

(規則第12条の7第11項)

キ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること

ク 炉内圧は常時監視し、水銀ガスが外部に漏れないように大気圧以下で運転すること。

(11) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

ア 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

イ 高温熱分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 分解室の出口における炉温をおおむね900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。

(イ) 熱分解に当たつては、分解室の出口における炉温を900℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。

(ウ) 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。

(エ) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

ウ 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。

(イ) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。

(ウ) 酸化分解によつて生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。

(規則第12条の7第12項)

(12) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

ア 廃棄物の熔融中に熔融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。

イ 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに1,500℃以上とし、これを保つこと。

ウ 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、熔融処理に必要な滞留時間を調節すること。

エ 熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される熔融炉内の温度を記録すること。ただし、構造基準第5の2(12)ウただし書に規定する装置を用いて熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

オ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

カ 熔融処理に伴い生ずる物(ばいじんを除く。以下「熔融処理生成物」という。)が平成18年6月環境省告示第101号で定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

キ 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

ク 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

ケ 熔融炉が適正に稼働していることを確認するため、熔融処理生成物の流動状態が適正

であることを定期的を確認すること。

コ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

サ 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破砕を行う場合にあつては、次によること。

(ア) 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。

(イ) 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(ウ) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(エ) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

(規則第12条の7第13項)

(13) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）

ア 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

イ 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

(イ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。

(ウ) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(エ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

ウ 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。

(イ) 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

(ウ) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(エ) 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1ℓにつき0.03mg以下になるように処理すること。

(オ) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

エ 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

(イ) 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つ

- とともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- (ウ) 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (エ) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - (オ) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
 - (カ) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 - (キ) 除去設備の出口における生成ガス中の平成12年1月厚生省告示第7号で定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1 m³当たり0.1 ng以下となるように処理すること。
 - (ク) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (ケ) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (コ) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (サ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (シ) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- オ 光分解方式の施設にあつては、次によること。
- (ア) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 - (イ) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。
 - (ウ) 照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
 - (エ) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (オ) 反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。
 - a 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。
 - b 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - c 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (カ) 処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- カ プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。
- (ア) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。
 - (イ) 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。（ウ）において同じ。）に達した後、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (ウ) プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。

- (エ) プラズマの発生に必要なガスの供給量，電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度，反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し，かつ，記録すること。
- (オ) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
- (カ) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し，かつ，記録すること。
- (キ) 粒子状の物質等が飛散し，及び流出しないように当該物質を排出し，貯留すること。
- (ク) 除去設備の出口における生成ガス中の平成12年1月厚生省告示第7号で定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1 m³当たり0.1 ng以下となるように処理すること。
- (ケ) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上，粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し，かつ，記録すること。
- (コ) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (サ) 生成ガスを水により洗浄し，又は冷却する場合は，当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (シ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は，放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量，ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し，かつ，記録すること。
- (ス) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに，消火器その他の消火設備を備えること。

(規則第12条の7第14項)

(14) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）

- ア 廃油，廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに，流出防止堤その他の設備を定期的に点検し，異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
- イ 水熱酸化分解方式の施設にあつては，次によること。
 - (ア) 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破砕すること。
 - (イ) ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ，酸化剤等の供給量を調節すること。
 - (ウ) 反応中は，反応に必要な温度及び圧力を保つとともに，異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (エ) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し，かつ，記録すること。
 - (オ) 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1 lにつき0.03 mg以下になるように処理すること。
 - (カ) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては，放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量，ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し，かつ，記録すること。
- ウ 還元熱化学分解方式の施設にあつては，次によること。
 - (ア) 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破砕すること。
 - (イ) ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ，薬剤等の供給量を調節すること。
 - (ウ) 反応中は，ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度，圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに，異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (エ) 反応設備内の温度，圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し，かつ，記録すること。

- (オ) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - (カ) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
 - (キ) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 - (ク) 除去設備の出口における生成ガス中の平成12年1月厚生省告示第7号で定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1 m³当たり0.1 ng以下となるように処理すること。
 - (ケ) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (コ) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (サ) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (シ) ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (ス) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- エ 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。
- (ア) 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。
 - (イ) ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 - (ウ) 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (エ) 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (オ) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - (カ) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 - (キ) 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (ク) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (ケ) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (コ) ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- オ 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。
- (ア) 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を反応設備中の熔融補助剤が熔融した面に接するよう供給すること。
 - (イ) ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物が熔融した状態を保つために熔融補助剤の供給量を調節すること。
 - (ウ) 反応中は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の熔融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (エ) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (オ) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (カ) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - (キ) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

- (ク) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- (ケ) 除去設備の出口における生成ガス中の平成12年1月厚生省告示第7号で定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1 m³当たり0.1 ng以下となるように処理すること。
- (コ) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (サ) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (シ) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (ス) ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (セ) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(規則第12条の7第15項)

(15) ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

- ア 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。
- イ 洗浄方式の施設にあつては、処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ウ 分離方式の施設にあつては、次によること。
 - (ア) ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるポリ塩化ビフェニルの分離に必要な時間を調節すること。
 - (イ) 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力に保つこと。
 - (ウ) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (エ) 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度に保つこと。
 - (オ) 回収設備の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (カ) ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下「回収液」という。）の量を測定し、かつ、記録すること。
 - (キ) ポリ塩化ビフェニルの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。
 - (ク) 排出した回収液の量及び当該回収液中のポリ塩化ビフェニル含有量を測定し、かつ、記録すること。
 - (ケ) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

(規則第12条の7第16項)

(16) (1) から (15) までに掲げる施設に類似する施設は、当該施設に類似する (1) から (15) までに掲げる施設に係る個別基準の例による。

第5 最終処分場

1 最終処分場の種類

最終処分場は、埋立処分する産業廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。

- (1) 施行令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）
- (2) 施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）
- (3) (1)及び(2)に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）

2 共通基準

(1) 囲い等

ア 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）の周囲の囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、管理型最終処分場で要綱第6条で定める産業廃棄物施設の構造に関する基準（以下、「構造基準」という。）4(14)の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。

（最終処分基準省令第2条第2項第1号イ、第2号イ、第3号（第1条第2項第5号））

イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 出入口は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

（最終処分基準省令第2条第2項（第1条第2項第6号））

イ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

(3) 飛散及び流出防止

ア 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

（最終処分基準省令第2条第2項（第1条第2項第1号））

イ 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように即日覆土、転圧締固め又は飛散防止用ネットの使用その他必要な措置を講ずること。

(4) 悪臭の防止

ア 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

（最終処分基準省令第2条第2項（第1条第2項第2号））

イ 最終処分場の外に悪臭が発散しないように即日覆土、薬剤の散布等必要な措置を講ずること。

(5) 防火

ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

（最終処分基準省令第2条第2項（第1条第2項第3号））

イ 火災の発生を防止するために埋立地内での火気を禁止するほか、火災発生に備えて消火設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。

ウ 可燃性産業廃棄物を埋め立てる場合には、火気取扱責任者を置き、可燃性産業廃棄物のたい積による自然発火の防止、終業後の火気の点検等の管理監督を行うこと。

エ 消防法で定める危険物その他の法令で定める引火性爆発性物品は、埋め立てないこと。

(6) 害虫等の発生防止

ア ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項(第1条第2項第4号))

イ 害虫等の発生するおそれがある場合には、即日覆土、薬剤の散布その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。

(7) 計画的埋立

ア 搬入された産業廃棄物の即時締固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てるものとし、産業廃棄物の山積み保管をしないこと。

イ 埋立方式は、サンドイッチ方式又はセル方式とし、投込み方式は行わないこと。

ウ 埋立に当たっては、産業廃棄物の厚さ、覆土の厚さ等を表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。

エ 埋立地を变形若しくは改装し、又は産業廃棄物の各層の埋立高さを超えて埋立処分しないこと。

(8) 騒音、振動及び粉じん防止

産業廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械により、周辺的生活環境に支障を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講ずること。

(9) 搬入時の産業廃棄物の確認

ア 搬入車両から産業廃棄物を受け入れる前に、監視ゲート等により、当該産業廃棄物が埋立処分できる品目であるか確認すること。また、必要に応じ産業廃棄物の試験検査により性状を確認すること。

イ 埋立処分できる品目以外の産業廃棄物が混入した産業廃棄物が搬入されないよう、排出事業者、収集・運搬業者との連絡をとる等の管理体制を確立しておくこと。

ウ 万一、受け入れた産業廃棄物中に埋立処分できる品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却すること。

(10) 作業時間

原則として早朝又は深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(11) 事故防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施すること。特に台風及び集中豪雨後等には必ず巡回監視等を実施し、必要な措置を講ずること。

(12) 隣接地の雨水等の処理

隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検すること。

(13) 埋立のり面

ア 産業廃棄物による埋立のり面の造成は行わないこと。埋立のり面の一段の高さは、5 m以下とすること。

イ のり面の植生保護のため、施肥等を行うこと。

ウ のり面に小段排水溝、縦排水溝を設置し、適切に排水されるよう点検を行うこと。

エ 基準高、区域杭等の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。

(14) 洗車設備

最終処分場に設けられた洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し良好な状態にしておくこと。

(15) 管理事務所

事務所内には、許可証(写)、埋立計画図等を見やすい所に掲示しておくとともに、届出書(写)、帳簿又は伝票等を備えておくこと。

(16) 管理体制

ア 産業廃棄物の埋立処分に関する業務を適切に行うため、産業廃棄物処理管理者を選任し（産業廃棄物処理施設の技術管理者を置く場合を除く。）、管理体制を整備すること。

イ 最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業員に対して十分な教育を行うこと。

(17) 残余容量の記録

残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

（最終処分基準省令第2条第2項第1号、第2号、第3号（第1条第2項第19号））

(18) 記録及び保存

ア 埋立地（構造基準第6の3（3）の規定により区画して埋立処分を行う遮断型最終処分場については、埋立処分を行っている区画）に埋め立てられてた産業廃棄物の種類（管理型最終処分場又は安定型最終処分場において当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置の記録（法第21条の2第1項の規定に基づく事故時の措置を含む）並びに管理型最終処分場又は安定型最終処分場において廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

（最終処分基準省令第2条第2項第1号へ、第2号、第3号（第1条第2項第20号））

イ 産業廃棄物の搬入に係る車両の確認については、これを記録し、廃止までの間保存すること。また、最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃止までの間保存すること。

(19) 事故時の補償

事故時においては、十分な補償を行うこと。

(20) 埋立処分終了の措置

ア 埋立処分が終了した埋立地は、届出書等の記載事項どおりに跡地整備（植栽等）すること。

イ 埋立処分が終了した埋立地には、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備を必要な部分に設置すること。

ウ 最終処分場における埋立終了の状況を写真撮影し、閉鎖後10年間保存すること。

(21) 埋立処分終了後の維持管理

ア 最終処分場の点検は月1回以上行うほか、台風及び集中豪雨直後等についても行うこと。また、異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には直ちに市長に報告し、指示を受けること。

イ 覆土の沈下、流出及びひび割れ等の発生状況を点検し、必要に応じ修復を行うこと。修復を必要とする状況が継続的に起こる場合には、市長と協議の上必要な対策を講ずること。

ウ 浸出液処理設備を設置している最終処分場については、設備の機器類を点検整備するとともに、必要な薬剤の補充等を適正に行い、良好な処理の維持に努めること。

(22) 廃止の技術上の基準

ア 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

ウ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。

エ 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場

が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。

(最終処分基準省令第2条第3項(第1条第3項第2号, 第3号, 第4号, 第11号))

(23) 廃止の措置

ア 洗車設備, 囲い, 消火設備, 管理事務所及び浸出液処理設備等の撤去が終了し, 届出書等の記載事項どおりに跡地が整備されていること。

イ 地下水監視用井戸は原則として廃止後も残すこと。

ウ 最終処分場設置届出書は, 廃止後10年間保存し, 地権者が変わる場合にはその引継ぎを行うこと。

エ 最終処分場における廃止の状況を写真撮影し, 廃止後10年間保存すること。

(24) 跡地利用

ア 最終処分場の跡地については, 原則として埋め立てた産業廃棄物を掘り返さないこと。

イ 最終処分場の跡地については, 関係市町村等と協議の上, 適切な跡地利用に努めること。ただし, 遮断型最終処分場については原則として跡地利用は行わないこと。

3 遮断型最終処分場の個別基準

(1) 滞留水の排除

埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については, 埋立処分を行おうとする区画)にたまっている水は, 当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号ロ)

(2) 地下水の水質検査

埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され, 又は地下水を有効に集め, 排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備(以下「地下水集排水設備」という。)により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては, 埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水質の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。

ア 埋立処分開始前に, 別表の左欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。), 電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し, かつ, 記録すること。ただし, 最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては, 周辺の水質の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては, 電気伝導率及び塩化物イオンについては, この限りでない。

イ 埋立処分開始後, 地下水等検査項目について, 1年に1回(アただし書に規定する最終処分場にあつては, 6月に1回)以上測定し, かつ, 記録すること。ただし, 埋め立てる産業廃棄物の種類並びに産業廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)を有効に集め, 速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備(水面埋立処分を行う埋立地については, 保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。)により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については, この限りでない。

ウ 埋立処分開始後, 電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し, かつ,

記録すること。ただし、アただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。
エ ウの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号(第1条第2項第10号))

(3) 地下水の水質悪化時の措置

ア (2)ア, イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果, 水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には, その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号(第1条第2項第11号))

イ 水質検査結果に異常が生じた場合には, 直ちに産業廃棄物の搬入を中止し, 市長と協議の上, 必要な措置を講ずること。

(4) 雨水流入防止

雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については, 埋立処分を行っている区画。水面埋立処分を行う埋立地を除く。)であつて, 腐敗せず, かつ, 保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については, 埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号(第1条第2項第12号))

(5) 開渠等

地表水が埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については, 埋立処分を行っている区画)の開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに, 当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため, 開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号(第1条第2項第15号))

(6) 外周仕切設備及び内部仕切設備

構造基準第6の3(2)の規定により設けられた外周仕切設備及び同3(3)の規定により設けられた内部仕切設備を定期的に点検し, これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には, 速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに, これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要に措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号ハ)

(7) 閉鎖

埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については, 埋立処分が終了した区画。4(14)において同じ。)は, 速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

ア 日本工業規格A1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)により測定した一軸圧縮強度が 1 m^2 につき25ニュートン以上で, 水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ, かつ, その厚さが35cm以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ 自重, 土圧, 水圧, 波力, 地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ 地表水, 地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号ニ)

(8) 閉鎖後の管理

ア (7)の規定により閉鎖した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、(7)の規定により閉鎖した区画)については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第1号ホ)

イ 定期的な点検は、月1回以上とすること。

(9) 廃止の技術上の基準

ア (2)の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、(2)ア、イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。

(ア) (2)イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

(イ) (2)ア、イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

イ 最終処分場が、構造基準第5の2(3)及び同3(2)に規定する基準に適合していないと認められないこと。

ウ (7)に規定する覆いにより埋立地が閉鎖されていること。

エ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は構造基準第6の3(2)の規定により設けられた外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。

(最終処分基準省令第2条第3項第1号(第1条第3項第5号))

4 管理型最終処分場の個別基準

(1) 滞留水の排除

埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分する埋立地については、埋立処分を行おうとする区画)にたまっている水は、埋立地または区画における埋立処分開始前に排除すること。

(2) 擁壁等の保全

ア 構造基準第6の4(1)の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第7号))

イ 定期的な点検は、月1回以上とし、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

(3) 遮水工の覆い

埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、構造基準第6の4(3)(イ(ア)から(ウ)までを除く)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると

認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第8号))

(4) 遮水工の管理

ア 構造基準第6の4(3)の規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第9号))

イ 地下水の検査等により、月1回以上の点検を行い、地震等の直後には臨時点検を行うこと。

(5) 地下水の水質検査

3(2)の規定を準用すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第10号))

(6) 地下水の水質悪化時の措置

ア 3(3)アの規定を準用すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第11号))

イ 3(3)イの規定を準用すること。

(7) 雨水流入防止

3(4)を準用すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第12号))

(8) 調整池の点検

構造基準第6の4(6)アの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第13号))

(9) 浸出液処理設備

構造基準第6の4(6)イの規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

ア 放流水の水質が、構造基準の別表-1の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる排水基準(以下「放流水排水基準」という。)及び法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に放流水の水質について達成することとした数値(ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)に関する数値を除く。)が定められている場合における当該数値(以下「水質基準等」という。)に適合することとなるように維持管理すること。

イ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

ウ 放流水の水質検査を次により行うこと。

(ア) 水質基準等に係る項目((イ)に規定する項目を除く。)について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(イ) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(最終処分基準省令別表第1の備考4に規定する場合に限る。)について、1月に1回(埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回)以上

測定し、かつ、記録すること。

エ 構造基準第6の4(7)の規定により設けられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第14号, 第14号の2), 放流水の排水基準)

オ 浸出液処理設備及び防凍のための措置の定期点検で異状が認められた場合及び水質検査結果で異状が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止してその原因を調査し、市長と協議の上、必要な措置を講ずること。

カ 浸出液処理設備の運転日誌を作成し、5年間保存すること。

(10) 湧水の管理

遮水工下の湧水等を排除するために地下水集排水設備が設置されている場合は、その排水の水質検査を定期的に行い、遮水効果を確認するとともに、異常を認めた場合にはその原因究明を行い、市長と協議の上、必要な改善措置を講ずること。

(11) 開渠等

3(5)の規定を準用すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第15号))

(12) 通気装置

通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第16号))

(13) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の各層の厚さは、次のとおりとし、各層の間に中間覆土を0.5m以上行うこと。

(ア) 腐敗物を含まない場合は、3m以下とすること。

(イ) 腐敗物が40%未満の場合は、2m以下とすること。

(ウ) 腐敗物が40%以上の場合は、0.5m以下とすること。

イ 中間覆土の施工時は、原則として産業廃棄物の搬入を中止し、計画的に行うこと。

ウ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。

(14) 開口部の閉鎖

ア 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(水面埋立処分を行う埋立地を除く。)であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てるものについては、構造基準第5の4(3)ア(ア)aからcまでのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、十分な強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第17号))

イ 覆土の厚さは、覆土の目的、埋立処分する廃棄物の種類と形状、覆土材の種類、周辺環境条件などに応じて適切なものとしなければならない。廃止後の跡地利用の計画が未定である場合等覆土の十分な強度及び耐久力等を確保する必要がある場合は、厚さを1m以上にすること。

(15) 覆いの損壊の防止

(14)の規定により閉鎖した埋立地については、(14)に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第3号(第1条第2項第18号))

(16) 廃止の技術上の基準

ア (5)の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、3(2)ア、イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。

(ア) 3(2)イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

(イ) 3(2)ア、イ又はエの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

イ 保有水等集排水設備により集められた保有水等(水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等)の水質が、(ア)及び(イ)に掲げる項目についてそれぞれ(ア)及び(イ)に掲げる頻度で2年(埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の2年)以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について水質基準等に適合していると認められること。ただし、構造基準第5の4(5)ただし書に規定する埋立地については、この限りでない。

(ア) 水質基準等に係る項目((イ)に掲げる項目を除く。) 6月に1回以上

(イ) (9)ウ(イ)に規定する項目 3月に1回以上

ウ 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。

エ 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。

オ (14)に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。

カ (14)アただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。

キ 構造基準第5の2(3)、同4(1)、同4(3)、同4(4)、同4(5)及び同4(9)に規定する基準に適合していないと認められないこと。

(最終処分基準省令第2条第3項第3号(第1条第3項第5号~第10号)、放流水の排水基準)

5 安定型最終処分場の個別基準

(1) 擁壁等の保全

4(2)の規定を準用すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号(第1条第2項第7号))

(2) 展開検査

産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物(施行令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。)以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号ロ)

(3) 地下水の検査

浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

- ア 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。
- イ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ)

(4) 地下水の水質悪化時の措置

- ア (3)の規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号ニ)

- イ 水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに産業廃棄物の搬入を中止し、市長と協議の上、必要な措置を講ずること。

(5) 浸透水の水質検査

採取設備により採取された浸透水の水質検査を、ア及びイに掲げる項目についてそれぞれア及びイに掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。

- ア 地下水等検査項目 1年に1回以上
- イ 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 1月に1回(埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回)以上

(最終処分基準省令第2条第2項第2号ホ)

(6) 搬入の停止等

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- ア (5)アに掲げる項目に係る水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に適合していないとき。
- イ (5)イに掲げる項目に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が1ℓにつき20mgを超えているとき、又は化学的酸素要求量が1ℓにつき40mgを超えているとき。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号ヘ)

(7) 浸出液処理設備

- 4(9)の規定を準用すること。

(8) 開渠等

- 3(5)の規定を準用すること。

(9) 中間覆土

- 4(13)の規定を準用すること。

(10) 開口部の閉鎖

- ア 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号ト)

- イ 覆土の厚さは、覆土の目的、埋立処分する廃棄物の種類と形状、覆土材の種類、周辺環境条件などに応じて適切なものとしなければならない。廃止後の跡地利用の計画が未定である場合等覆土の十分な強度及び耐久力等を確保する必要がある場合は、厚さを1

m以上にすること。

(1 1) 覆いの損壊の防止

(1 0) の規定により閉鎖した埋立地については、(1 0) に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

(最終処分基準省令第2条第2項第2号チ)

(1 2) 廃止の技術上の基準

ア 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。

イ 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。

ウ 最終処分場が、構造基準第5の2(3)、同5(1)に規定する基準に適合していないと認められないこと。

エ (3) の規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、(3) の規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。) が認められない場合においては、この限りでない。

(ア) (3) イの規定による水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

(イ) (3) の規定による水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表の右欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

オ 採取設備により採取された浸透水の水質について、次に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 地下水等検査項目 別表の右欄に掲げる基準

(イ) 生物化学的酸素要求量 10当たり20mg以下

カ 厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。

(最終処分基準省令第2条第3項第2号(第1条第3項第7号、第8号))

第6 積替保管施設

(1) 保管能力に見合った処理

ア 施設での産業廃棄物の保管は、当該施設の保管能力を超えないように行うこと。

イ 事前協議された保管施設以外の場所に保管し、又は高さ等を超えて保管しないこと。

ウ 計画産業廃棄物以外の品目は取り扱わないこと。

(2) 分別保管

ア 性状の異なる産業廃棄物を混合しないこと。

イ 排出事業者ごとに区分し、産業廃棄物の流れを明確にすること。

ウ 処理方法の異なる産業廃棄物を混合しないこと。

(3) 施設への搬入・搬出

ア 原則として、積替保管施設から他の積替保管施設への搬出を行わないこと。

イ 搬出先は中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。

(4) 保管期間

ア 保管期間は、保管能力を考慮し、出来るだけ短期間にする事。

イ 有機性汚泥又は動植物性残さ等腐敗性の産業廃棄物については、季節的な条件等を考慮し、悪臭等が発生しないように速やかに搬出すること。

(5) 飛散，流出及び地下浸透の防止

- ア 産業廃棄物の飛散，流出及び地下浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- イ 産業廃棄物の飛散，流出及び地下浸透を防止するために，施設の囲い，覆い，屋根及び流出防止堤等を定期的に点検し，保守管理を行うこと。
- ウ 揮発する廃油については，容器に入れ密閉し，高温にさらされないための必要な措置を講ずること。

(6) 腐敗防止

腐敗するおそれのある産業廃棄物にあつては，容器に入れ密閉すること等当該産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

(7) 悪臭防止

- ア 施設の敷地外に悪臭が発散しないようにすること。
- イ 悪臭が発散するおそれがある場合には，即時防臭剤の散布その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。

(8) 害虫等の発生防止

- ア か，はえ等の発生の防止に努め，構内の清潔を保持すること。
- イ 必要に応じ，殺虫剤等の散布を行うこと。

(9) 騒音及び振動及び粉じんの防止

施設の運転及び車両，重機等の運航における騒音，振動及び粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(10) 放流水の検査

- ア 施設から排水を放流する場合は，その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに，定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- イ 放流水の水質が別表 - 1 に規定する項目の排水基準に適合するように維持管理すること。

(11) 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。

(12) 防火

- ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに，消火器その他の消火設備を備えておくこと。
- イ 消火器その他の消火設備については，常に整備点検し，操作方法等の訓練を行うこと。
- ウ 可燃性産業廃棄物を取扱う場合には，火気取締責任者を置き，終業後の火気の点検，確認等の管理監督を行うこと。

(13) 記録及び保存

産業廃棄物の搬入，搬出等の記録を作成し，3年間保存すること。

(14) 事故時の補償

事故時においては，補償が十分にできるものであること。

別表 地下水等検査項目に係る基準

地下水等検査項目	基準	備考
(1) アルキル水銀	検出されないこと	最終処分場基準省令別表第二
(2) 総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(3) カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(4) 鉛	0.01 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(5) 六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(6) 砒素	0.01 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(7) 全シアン	検出されないこと	最終処分場基準省令別表第二
(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	最終処分場基準省令別表第二
(9) トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(13) 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(14) 1, 2-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(15) 1, 2-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(16) 1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(17) 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(18) 1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(19) チウラム	0.006 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(20) シマジン	0.003 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(23) セレン	0.01 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(24) 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二
(25) 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下	最終処分場基準省令別表第二

備考

- ・「最終処分場基準省令」：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省第1号）
- ・「検出されないこと」とは、最終処分場基準省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。